

# 大分県報

令和二年  
第一二二号  
七月七日

（火曜日）

## 目次

### 告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）	一
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	二
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	二
特定農業用ため池の指定	三
保安林の指定の解除	一
付保義務の発生	一
公告	
開発行為の完了	一
競争入札参加者の資格に関する公示	一
一般競争入札の実施	二
雑報	
令和二年度行政書士試験の実施について	一四

### 告示

#### 大分県告示第三百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年七月七日

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年七月七日

イオンモール三光

中津市三光佐知千三十二

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオンモール株式会社

代表取締役 岩 村 康 次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

#### 3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 吉 田 昭 夫

変更後 代表取締役 岩 村 康 次

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 イオンモール株式会社

代表取締役 吉 田 昭 夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

外三十七者

変更後 イオンモール株式会社

代表取締役 岩 村 康 次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

外三十七者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

令和二年三月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和二年四月一日

令和二年五月二十九日

届出年月日

令和二年七月二十九日

3 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年七月七日から同年十一月九日まで

2 縦覧場所

大分県報（告示）

大分県報（告示）

四 その他

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十一月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール三光B棟

中津市三光佐知千十一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオンモール株式会社

代表取締役 岩 村 康 次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 村 上 教 行

変更一 代表取締役 岡 崎 双 一

変更二 代表取締役 吉 田 昭 夫

変更三 代表取締役 岩 村 康 次

4 変更の年月日

(一) 平成二十三年五月十一日

(二) 平成二十七年二月一日

(三) 令和二年三月一日

二 届出年月日

令和二年五月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年七月七日から同年十一月九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十一月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、日出町長本田博文からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和二年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農村地域防災減災事業 (ため池整備)	嵐ヶ迫溜池地 区	令二・七・七から 令二・七・二七まで	日出町役場

大分県告示第四百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営

土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
 令和二年七月七日

大分県知事 広 瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	大久・山中地区	令二・七・七から 令二・七・二七まで	杵築市役所
	県営農村地域防災減災事業		

大分県告示第四百三号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり特定農業用ため池として指定した。  
 令和二年七月七日

大分県知事 広 瀬 貞

農業用ため池の名称	農業用ため池の所在地	指定年月日	呂木池	大分市大字市尾字路木二二五一番地先	令和二・五・二九
赤迫溜池	大分市大字丹川字赤迫一九〇〇番一地先	令和二・五・二九	城原（湯ノ尻）溜池	大分市大字城原字湯ノ尻二四一番地先	令和二・五・二九
本田溜池	大分市大字東上野字本田三二二八番地先	令和二・五・二九	貝ヶ迫溜池	大分市大字宮内字貝ヶ迫一六五九番地先	令和二・五・二九
谷合堤	大分市大字木田字谷合一一一〇番地先	令和二・五・二九	大久保溜池	大分市大字松岡字ワクノ本六三五〇番地先	令和二・五・二九
仲村溜池	大分市大字下戸次字仲村五一五九番地先	令和二・五・二九	一の谷溜池	大分市大字松岡字主人ヶ平六二九二番地先	令和二・五・二九
河内溜池	大分市大字中戸次字河内二四〇五番地先	令和二・五・二九	杵河内溜池	大分市大字宮内字柚木谷一三九一番地先	令和二・五・二九
久ヶ迫溜池	大分市大字木田字久ヶ迫一四六三番地先	令和二・五・二九	由ヶ迫（奥由ヶ迫）溜池	大分市大字木田字由迫二二五一番地先	令和二・五・二九
柳迫（奥堤）溜池	大分市大字木田字由迫一三四九番地先	令和二・五・二九	下弓舟溜池	大分市大字上戸次字弓船四三一〇番地先	令和二・五・二九
豊栄溜池	由布市挾間町大字高崎字トヲソノ七六二番地先	令和二・五・二九	上弓舟溜池	大分市大字上戸次字鶴ヶ城四三一一三番一地先	令和二・五・二九
小づつみ溜池	大分市大字高崎字北平八二四番地先	令和二・五・二九	放生溜池	大分市大字上戸次字鶴ヶ城四三一一三番一地先	令和二・五・二九
放生溜池	大分市八幡字牛ヶ谷六四一番地先	令和二・五・二九	屋山古堤溜池	大分市久土字土泥二一八〇番地先	令和二・五・二九
屋山古堤溜池	大分市久土字土泥二一八〇番地先	令和二・五・二九			

令和二年七月七日

大分県報（告示）

令和二年七月七日

大分県報(告示)

四

荒合上堤	大分市大字東上野字荒合一五七二番地先	令和二・五・二九	会下池	中津市三光小袋一三九四番二地先	令和二・五・二九
荒合下堤	大分市大字東上野字荒合一六二七番地先	令和二・五・二九	会下上池	中津市三光小袋一四四六番地先	令和二・五・二九
下井手(由ヶ追)	大分市大字木田字由追二一五〇番地先	令和二・五・二九	洪見(内ヶ畑)池	中津市本耶馬溪町下屋形五五七番地先	令和二・五・二九
梶ヶ追溜池	大分市大字城原字大久保五七三番地先	令和二・五・二九	小倉谷池	中津市三光田口二九二九番地先	令和二・五・二九
谷ヶ追一号溜池	大分市大字志村字谷ヶ追二八一一番地先	令和二・五・二九	大戸(新池)	中津市三光西秣一二四〇番一地先	令和二・五・二九
夜内追下溜池	大分市大字角子原字夜内追一六二〇番地先	令和二・五・二九	大戸池	中津市三光西秣一二四一番一地先	令和二・五・二九
笹池	中津市大字加来二二七八番地先	令和二・五・二九	寺迫池	中津市三光下深水七一四番地先	令和二・五・二九
西夫婦池	中津市大字大貞三七三番地先	令和二・五・二九	小川内池	中津市三光上秣一二七六番地先	令和二・五・二九
東夫婦池	中津市大字大貞三七四番地先	令和二・五・二九	中尾池(中野池)	中津市三光下深水二〇四三番地先	令和二・五・二九
穂屋池	中津市大字伊藤田四四三六番地先	令和二・五・二九	迫池	中津市三光上深水一三二六番地先	令和二・五・二九
牛飼池	中津市大字野依一三五六番地先	令和二・五・二九	咄池	中津市三光上深水二〇五一番地先	令和二・五・二九
大池(山田池)	中津市大字野依一二六〇番一地先	令和二・五・二九	小川内池	中津市三光上深水二五三七番地先	令和二・五・二九
迫池	中津市大字野依一三五四番地先	令和二・五・二九	小平池	中津市三光森山三五六番地先	令和二・五・二九
野依新池	中津市大字野依一二五三番二地先	令和二・五・二九	八面山大池	中津市三光田口三五七一番一地先	令和二・五・二九
寺迫池	中津市大字福島一〇九番一地先	令和二・五・二九	樋田上池	中津市本耶馬溪町樋田二五九番地先	令和二・五・二九
福本池	中津市三光小袋五七〇番地先	令和二・五・二九	菅川内(下)池	中津市本耶馬溪町跡田一六〇三番二地先	令和二・五・二九

新池	奥の迫	乙見溜池	才倉溜池(辻)	池の迫溜池	新池溜池	迫の内溜池	道里溜池	戊申	竜護寺	下久部	大野谷	曾田第一	出口池	田来原池	入江池
白杵市野津町大字清水原一六八三番地先	白杵市野津町大字清水原一八三〇番地先	白杵市大字乙見二六七六番地先	白杵市大字中白杵六五五番地先	白杵市大字稲田二三〇五番地先	白杵市大字藤河内二四四〇番地先	白杵市大字藤河内四三三八番地先	白杵市大字田井二八九三番地先	佐伯市弥生大字江良字広見五九〇番地先	佐伯市大字稲垣字内ノ海一〇六八番地先	佐伯市大字池田字清六一〇二一番地先	佐伯市大字木立字大野五二二九番二地先	日田市天瀬町出口字曾田四一八二番地先	日田市天瀬町出口字曾田四一六七番一地先	日田市前津江町大野字萩原一八三四番四地先	日田市大字友田字水上三六〇七番一地先
令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九
砂防ダム) 三畑溜池(長岩屋川	鳥越溜池	丸山池	来縄新池	雲林山池	本名新池	本名大池	水崎新池	日向塚	池の口溜池	神馬山溜池	第二号溜池(柏原)	第一号溜池(叶野)	田迫(石田)	船ヶ谷東	黒岩迫
豊後高田市黒土字三畑大ヶ平二五二六番地先	豊後高田市田染真木字城山二一八六番地先	豊後高田市佐野字中畑三九七五番地先	豊後高田市来縄字寺ノ前二一五八番地先	豊後高田市来縄字鍋倉一六八三番地先	豊後高田市来縄字池ノ内一五三九番地先	豊後高田市来縄字千部一四一六番地先	豊後高田市水崎字トシ丸八六八番地先	竹田市直入町大字長湯二二七九番八地先	竹田市久住町大字栢木五八〇一番六九地先	竹田市久住町大字久住五〇九六番地先	竹田市萩町柏原二九五五番三地先	竹田市萩町叶野一三二七番地先	白杵市野津町大字落谷二〇二二番地先	白杵市野津町大字清水原一二〇四番地先	白杵市野津町大字清水原一四一七番地先
令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九	令和二・五・二九

令和二年七月七日

大分県報(告示)

令和二年七月七日

大分県報(告示)

六

柳谷池	豊後高田市草地字横道三五八九番地先	令和二・五・二九	口の池	杵築市大字八坂七五四番地先	令和二・五・二九
追田溜池(草場)	豊後高田市小田原字石仏二二〇六番地先	令和二・五・二九	大台溜池	杵築市大字本庄三番地先	令和二・五・二九
梅田溜池	豊後高田市小田原字中畑二九七六番一地先	令和二・五・二九	青柳溜池	杵築市大字八坂二一二五番地先	令和二・五・二九
大久保池	豊後高田市大力字田ノ迫三二〇七番地先	令和二・五・二九	尾原溜池	杵築市大字奈多一七七四番一地先	令和二・五・二九
大石池	豊後高田市田染池部字大石九七八番一地先	令和二・五・二九	野辺下池	杵築市大字守江三五〇番四地先	令和二・五・二九
中小河内池	豊後高田市臼野字望都屋敷九一一九番地先	令和二・五・二九	狐平溜池	杵築市大字大内八九五番地先	令和二・五・二九
恵良池	豊後高田市中真玉字恵良日平三六九一番地先	令和二・五・二九	東谷溜池	杵築市大字大内四九二二番二地先	令和二・五・二九
蟪尻池	豊後高田市中真玉字常盤山ノ上六五九一番地先	令和二・五・二九	高平宮ヶ谷池	杵築市大字岩谷五二八番地先	令和二・五・二九
逢池	豊後高田市西真玉字大村今石二九〇六番地先	令和二・五・二九	菅尾中池	杵築市大字大内七一〇一番二地先	令和二・五・二九
新池	豊後高田市西真玉字大村宮ノ上三三三七番一地先	令和二・五・二九	富松溜池	杵築市大字鴨川五一一番地先	令和二・五・二九
大平境池	豊後高田市西真玉字湯原姉ノ迫六二四〇番地先	令和二・五・二九	西又池	杵築市大字相原四九五番三六地先	令和二・五・二九
竜ヶ池	豊後高田市臼野字河内二二一一番地先	令和二・五・二九	丸尾溜池	杵築市中九二六番地先	令和二・五・二九
後野溜池	豊後高田市香々地字後野一八三〇番地先	令和二・五・二九	潰ノ口溜池	杵築市大字日野一六三七番二地先	令和二・五・二九
小河内溜池	豊後高田市羽根字四垣二三〇五番地先	令和二・五・二九	稗迫溜池	杵築市大字日野一四五三番地先	令和二・五・二九
川久保溜池	豊後高田市小畑字川久保一一三六番一地先	令和二・五・二九	今宮下溜池	杵築市大字日野一一五四番一地先	令和二・五・二九
蛇池	杵築市大字熊野三六七九番地先	令和二・五・二九	今宮上溜池	杵築市大字日野一一六四番一地先	令和二・五・二九

山田の池	宇佐市大字清水八五七番地先	令和二・五・二九	竜王池	宇佐市大字末一〇八六番地先	令和二・五・二九
大谷池	宇佐市大字清水七七八番地先	令和二・五・二九	小倉の池	宇佐市大字上元重二五二番地先	令和二・五・二九
産山下池	宇佐市大字今仁一一六九番一地先	令和二・五・二九	小菊池	宇佐市大字四日市三八六〇番一地先	令和二・五・二九
産山上池	宇佐市大字今仁一一七〇番地先	令和二・五・二九	樋迫池	宇佐市大字麻生五八六四番地先	令和二・五・二九
大門池	宇佐市大字清水四七五番一地先	令和二・五・二九	大川内池	宇佐市大字麻生一八六八番二地先	令和二・五・二九
木部中池	宇佐市大字木部一五番地先	令和二・五・二九	船越池	宇佐市大字赤尾一五五一番地先	令和二・五・二九
木部本池	宇佐市大字木部四一番地先	令和二・五・二九	鎌ヶ迫池(下)	宇佐市大字赤尾四八五〇番一地先	令和二・五・二九
新池	宇佐市大字清水四一七番地先	令和二・五・二九	鍋ヶ谷上池	宇佐市大字赤尾四九九一番地先	令和二・五・二九
塔ヶ迫溜池	杵築市山香町大字山浦一七五二番地先	令和二・五・二九	山池	宇佐市大字今仁一〇六一番地先	令和二・五・二九
床並溜池	杵築市山香町大字下二〇六三番一地先	令和二・五・二九	鎌迫上池	宇佐市大字赤尾四八七六番地先	令和二・五・二九
小武溜池	杵築市山香町大字小武一五七八番地先	令和二・五・二九	本谷上池	宇佐市大字赤尾三二五四番地先	令和二・五・二九
城溜池	杵築市山香町大字内河野三五一一番地先	令和二・五・二九	本谷下池	宇佐市大字赤尾三二五四番地先	令和二・五・二九
目久保新池	杵築市山香町大字久木野尾二〇一〇番地先	令和二・五・二九	庄池	宇佐市大字赤尾一七一九番地先	令和二・五・二九
大久保溜池	杵築市大田永松一三九番二地先	令和二・五・二九	赤尾古池	宇佐市大字赤尾二〇〇六番二地先	令和二・五・二九
山田溜池	杵築市大字熊野三六〇四番地先	令和二・五・二九	蛇田池(下)	宇佐市大字尾永井三六〇番三地先	令和二・五・二九
新宮溜池	杵築市大字日野二三九六番一地先	令和二・五・二九	蛇田池(上)	宇佐市大字尾永井三六〇番一地先	令和二・五・二九

令和二年七月七日

大分県報(告示)

令和二年七月七日

大分県報(告示)

八

上大池	宇佐市大字川部一三三一番地先	令和二・五・二九	樋ノ口池	宇佐市院内町上船木三〇四番一地先	令和二・五・二九
大池	宇佐市大字高森四九六番地先	令和二・五・二九	釈迦堂上池	宇佐市院内町下船木三一七番地先	令和二・五・二九
大池	宇佐市大字蜷木二二〇番地先	令和二・五・二九	釈迦堂下池	宇佐市院内町下船木三二二番地先	令和二・五・二九
蛇堀池	宇佐市大字西大堀一番一地先	令和二・五・二九	越戸池	宇佐市院内町大字大副七四一番地先	令和二・五・二九
九ノ池	宇佐市大字佐々礼八三六番地先	令和二・五・二九	中の池	宇佐市院内町大字大副七三二番地先	令和二・五・二九
花立池 (石走り池)	宇佐市大字上拝田一九三四番地先	令和二・五・二九	大池	宇佐市院内町大字大副七〇五番地先	令和二・五・二九
大坪池	宇佐市大字正覚寺一七八七番地先	令和二・五・二九	満堂池	宇佐市院内町大字大副八二一番地先	令和二・五・二九
谷山上池	宇佐市大字上矢部三六二番地先	令和二・五・二九	長尾溜池	宇佐市院内町大字副一五六〇番地先	令和二・五・二九
内山上池	宇佐市大字上矢部九五五番一地先	令和二・五・二九	才ヶ迫池 (三池)	宇佐市院内町大字副一七八番地先	令和二・五・二九
柏池	宇佐市大字上矢部一七九九番地先	令和二・五・二九	城山上池	宇佐市院内町大字櫛野一二〇〇番地先	令和二・五・二九
立石池	宇佐市大字上矢部一八二四番地先	令和二・五・二九	城山下池	宇佐市院内町大字櫛野一一五一番一地先	令和二・五・二九
段垂池	宇佐市大字下拝田一〇三一番地先	令和二・五・二九	前田池 (香下池)	宇佐市院内町大字香下二一四三番地先	令和二・五・二九
西ノ谷上池	宇佐市大字南宇佐二六四六番地先	令和二・五・二九	熊本池	宇佐市大字末九〇四番地先	令和二・五・二九
西ノ谷下池	宇佐市大字南宇佐二六四七番一地先	令和二・五・二九	天神迫池	宇佐市大字中二八八番地先	令和二・五・二九
山田池	宇佐市大字山本二二一〇番地先	令和二・五・二九	荒平池	宇佐市大字立石九九〇番一地先	令和二・五・二九
小迫池	宇佐市大字木内二二五番地先	令和二・五・二九	釜風呂池	宇佐市大字青森四六五番一地先	令和二・五・二九



新池	宇佐市院内町大字高並五九四番地先	令和二・五・二九	早馬出溜池	由布市挾間町高崎字コエトヲ五〇六番地先	令和二・五・二九
大黒原池	宇佐市安心院町大字佛木一六八番一地先	令和二・五・二九	石堂溜池	由布市挾間町高崎字ユフ子六三二番地先	令和二・五・二九
内ヶ追池	宇佐市院内町大字副一四四一番地先	令和二・五・二九	屋敷溜池(二反田)	由布市挾間町赤野字大迫久保四三一番地先	令和二・五・二九
宇都池	宇佐市院内町大字萩迫六六〇番二地先	令和二・五・二九	水足溜池	由布市庄内町高岡字井出上九九五番地先	令和二・五・二九
第一飯在池	宇佐市安心院町大字下毛七七七番地先	令和二・五・二九	下依堤溜池	由布市湯布院町中川字ムタ平一三八四番三地先	令和二・五・二九
第二飯在池	宇佐市安心院町大字下毛七七八番地先	令和二・五・二九	上金敷池	国東市国見町西方寺一二六〇番地先	令和二・五・二九
新畑池	宇佐市安心院町塔尾九八九番地先	令和二・五・二九	萩原池	国東市国見町竹田津二七六二番一地先	令和二・五・二九
中山大池	宇佐市安心院町中山一三八六番一地先	令和二・五・二九	荒谷池	国東市国見町鬼籠一〇六二番一地先	令和二・五・二九
平山大池	宇佐市安心院町平山二〇六番地先	令和二・五・二九	桜畑池	国東市国見町櫛海一二六〇番一地先	令和二・五・二九
才ヶ追池	宇佐市安心院町辻五八四番地先	令和二・五・二九	的石池	国東市国見町赤根九三三番地先	令和二・五・二九
鬼塚	豊後大野市三重町秋葉一五八〇番二地先	令和二・五・二九	一の瀬池	国東市国見町赤根一番二地先	令和二・五・二九
向野	豊後大野市三重町向野二七九〇番地先	令和二・五・二九	須川池	国東市国見町櫛来一〇八八番一地先	令和二・五・二九
向野第三	豊後大野市三重町向野一五九七番地先	令和二・五・二九	上後野池	国東市国見町櫛来五五八番地先	令和二・五・二九
黒岩	豊後大野市三重町百枝一四一四番地先	令和二・五・二九	亀の甲池	国東市国見町岐部五一六〇番三地先	令和二・五・二九
ドウメンため池	由布市挾間町七蔵司字トウメン六一二番地先	令和二・五・二九	柿迫池	国東市国見町岐部四一八八番地先	令和二・五・二九
栃ヶ追溜池	由布市挾間町赤野字中赤野六七三番地先	令和二・五・二九	長瀬池	国東市国見町岐部二二七一番二地先	令和二・五・二九

令和二年七月七日

大分県報(告示)



鳴池

玖珠郡玖珠町大字山下字中原二二〇一番地先

令和二・五・二九

### 大分県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

国東市国東町成仏字赤根川二八九四番二、二八九四番三、二八九七番五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

### 大分県告示第四百五号

香々地町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## ○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市沖代町一丁目二百五十九番一ほか二十五筆及び二百七十六番ほか三筆の各一部並びに二百五十九番一ほか四筆の各地先水路及び二百七十六番ほか二筆の各地先里道

二 開発区域の面積

五千二百二十四・一四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

宇佐市大字下乙女四百四十九番地の九

F・K・Sカンパニー株式会社

代表取締役 金子 久美

四 完了検査年月日

令和二年五月二十六日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

県立学校ICT授業活用機器一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を

令和二年七月七日

大分県報（告示・公告）

除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九五六

3 申請の時期

令和二年七月七日（火曜日）から同月二十八日（火曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和2年7月7日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

県立学校ICT授業活用機器一式

(2) 納入期限

令和2年12月25日（金）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成20年大分県告示第148号）又は大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

<p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和2年7月7日（火）午前10時から同年8月12日（水）午前10時までにを行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和2年8月12日（水）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和2年7月7日（火）から同月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p>	<p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL <a href="http://www.pref.ota.jp/soshiki/20100/301005youodokanzai.html">http://www.pref.ota.jp/soshiki/20100/301005youodokanzai.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和2年8月18日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加申請が承認された時から令和2年8月18日（火）午前10時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>(2) 提出期限 令和2年8月18日（火）午前10時までに必着のこと。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和2年8月18日（火）午前10時30分</p>
---	---

<p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>17 その他 この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>	<p>18 Summary (1) One set of ICT lecture systems for Prefectural school (2) Time limit for tender 10 : 00 am. 18 Aug , 2020 (3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohre-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2964</p> <p style="text-align: center;"><b>○雑報</b></p> <p>一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一照から、令和二年度行政書士試験の実施について、次のとおり登載依頼があった。 令和二年七月七日 大分県知事 広 瀬 勝 貞 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により大分県知事から委任された令和二年度行政書士試験を次のとおり実施する。 令和二年七月六日 一般財団法人行政書士試験研究センター 理事長 多賀谷 一照</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 1115 1054 1563"> <p>試験科目</p> </td> <td data-bbox="248 1563 1054 2121"> <p>内容等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1115 1054 1563"> <p>一 試験日時 令和二年十一月八日（日）午後一時から午後四時まで 二 試験場所 ホテル日航大分オアシスタワー 大分市高砂町二一四十八 三 試験の科目及び方法 1 試験の科目</p> </td> <td data-bbox="248 1563 1054 2121"> <p>憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法）</p> </td> </tr> </table>	<p>試験科目</p>	<p>内容等</p>	<p>一 試験日時 令和二年十一月八日（日）午後一時から午後四時まで 二 試験場所 ホテル日航大分オアシスタワー 大分市高砂町二一四十八 三 試験の科目及び方法 1 試験の科目</p>	<p>憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法）</p>	
<p>試験科目</p>	<p>内容等</p>				
<p>一 試験日時 令和二年十一月八日（日）午後一時から午後四時まで 二 試験場所 ホテル日航大分オアシスタワー 大分市高砂町二一四十八 三 試験の科目及び方法 1 試験の科目</p>	<p>憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法）</p>				

<p>行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 四十六題)</p>	<p>償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和二年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。</p>
<p>行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 十四題)</p>	<p>政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解</p>
<p>2 試験の方法</p> <p>(一) 試験は、筆記試験によって行う。</p> <p>(二) 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。</p> <p>なお、記述式は、四十字程度で記述するものを出題する。</p> <p>四 受験願書及び試験案内の配布と請求方法</p> <p>1 受験願書及び試験案内の窓口での配布</p> <p>(一) 配布期間 令和二年七月二十七日(月)から同年八月二十八日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。</p> <p>(二) 配布時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>(三) 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター、大分県情報センター、東部振興局、別府土木事務所、臼杵土木事務所、南部振興局、豊肥振興局、豊後大野土木事務所、西部振興局、玖珠土木事務所、北部振興局、豊後高田土木事務所及び中津土木事務所並びに大分県行政書士会</p> <p>2 受験願書及び試験案内の郵送での配布</p> <p>(一) 配布期間 令和二年七月二十七日(月)から同年八月二十一日(金)まで</p> <p>なお、受験願書及び試験案内の郵送での配布の請求は、七月六日(月)から八月二十一日(金)(必着)まで受け付ける。</p> <p>(二) 請求方法 住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角型二号(A四判の用紙が折らずに入る大きさ))に、郵便切手百四十円分を貼付し、郵送すること。</p>	<p>五 受験手続</p> <p>1 郵送による受験申込み</p> <p>(一) 受付期間 令和二年七月二十七日(月)から同年八月二十八日(金)まで</p> <p>(二) 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課(受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。ただし、八月二十八日の消印があるものまで受け付ける。)</p> <p>(三) 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)</p> <p>(四) 受験手数料の払込み 受験手数料の払込方法は、試験案内により確認すること。</p> <p>2 インターネットによる受験申込み</p> <p>(一) 受付期間 令和二年七月二十七日(月)午前九時から同年八月二十五日(火)午後五時まで インターネットによる受験申込みは、八月二十五日(火)午後五時で終了し、午後五時までに入力を完了しないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。</p> <p>この期間におけるインターネットによる受験申込みは二十四時間利用可能。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページにアクセスし確認すること。</p> <p>(ホームページ <a href="https://gyosei-shiken.or.jp">https://gyosei-shiken.or.jp</a>) 最終日(八月二十五日(火))は、大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って早めに申し込むこと。</p> <p>(二) 受験手数料の払込み ア 受験手数料の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済又はコンビニエンスストアでの払込みに限る。 イ 利用できるクレジットカードは次のとおり</p>

VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス及びDiners

ウ 利用できるコンビニエンスストアは次のとおり

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

### 3 受験手数料

七千円

払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合等を除き、返還しない。

### 六 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等で受験に際して特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等）を希望するものには、希望する措置を行うことがあるので、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）に先立って一般財団法人行政書士試験研究センターまで相談すること。

特例措置の申請方法等手続の詳細については、試験案内により確認すること。

### 七 合格発表の日時及び方法

#### 1 合格発表の日時

令和三年一月二十七日（水）午前九時

#### 2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）する。

公示後、受験者全員に可否通知書を郵送するとともに、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載する。

### 八 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

東京都千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館三階 電話（〇三）三二六三一  
七七〇〇

大分県総務部市町村振興課行政班

大分市大手町三丁目一番一号 電話（〇九七）五〇六一二四〇八